

## 令和3年度 第2回 公共事業等審査会 議事録

日 時 : 令和3年11月8日(月) 14:00~16:20

場 所 : 兵庫県民会館 10階「福」

### 《継続事業の説明、質疑》

#### (1) 街路事業 (都) 朝霧二見線〔谷八木工区〕

##### ○会長

ありがとうございました。

それでは、ここから質疑に入りたいと思います。御意見ございますでしょうか。

##### ○委員

用地買収に時間を要して、結局3年間延伸したということなんですけれども、具体的には地権者との話し合いが想定していたよりも長くかかってしまったということですか。それとも、何か特殊な要因があったのでしょうか。

##### ○県

主に金額の面で折り合いがつかないということがあります。やはり住まわれている方というのは、自分の財産を非常に大切に思っていますので、こちらが補償の内容を丁寧に説明することによって、その金額の面ですとか、補償工法にも御理解をいただきました。そこにかかなり時間がかかったということでございます。

##### ○委員

分かりました。ありがとうございます。

#### (2) 道路事業 (主) 小野藍本線・(主) 神戸加東線

##### ○会長

ありがとうございました。

それでは、御意見よろしくお願いたします。これも用地補償が大変難航したということで、工期の延長ということなんですけれども、よろしいでしょうか。

##### ○委員

補足資料1ページの、主な遅延理由③で、結局令和2年、令和3年については相続問題が発生し、新たな相続人13名に対して用地交渉が必要となって時間がかかっている。こ

の③はどういう位置づけになるんですか。

○県

最終的に収用が裁決される際に、令和4年度に手続の時間が必要になるということです。

○委員

令和2年、令和3年で相続問題に関連して用地取得の当事者が増え、13名になったので、それで時間を要し、取得できなかった方については、収用裁決の手続に入るのだから1年延伸するということですか。

○県

はい。

○委員

結局、用地取得が難航して納得していただけなかった人もいるということなんですかね。

○県

はい、そういうことです。

○委員

今後の課題かもしれないですけど、早く完成させるという意味では、用地取得が難航している場合、いつの時点で次のステップに入るかという見極めを検討していってもらえればと思います。

### (3) 道路事業 (国) 179号〔太子道路〕

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、何か御意見ございましたらお願いします。

○委員

前回の再評価のとき、完了予定年度を9年延長されているんですけど、その理由も移転先用地の交渉に時間を要しているということだったと思うんですが、その交渉に時間を要している場所は同じ鉄塔なのかということと、鉄塔の移設のための交渉は関西電力がする必要のあるものなのかということと、もう一つ最後に、収用するために停電調整済みという期間が必要のため時期が延びるという御説明だったと思うんですが、これはどういったものなのか、3点を教えていただけないでしょうか。

○県

1点目、関西電力の鉄塔も前回から継続して交渉が難航している部分ですが、前回評価

時点ではまだほかにも用地交渉中の案件が残っていました。

2点目の鉄塔の移設先の交渉は、基本的に我々が関西電力に補償をして、関西電力が鉄塔の移設先を探し、交渉するというのが原則ですが、県も一緒に課題解決に当たるように取り組んでおります。

3点目の令和5年、6年の停電調整は、移設工事をする際に停電をする必要があるんですけども、ほかの工事の関係で、この令和5年、6年は停電ができない期間と関西電力から聞いておまして、その期間は鉄塔の移設ができないということです。

○委員

これは工事の進捗が遅れてきてしまったから関西電力の停電ができない時期と重なり、さらに延ばさざるを得なくなってしまったという解釈でいいでしょうか。

○県

はい。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ほかにございますか。

○委員

2つ質問があります。1つは今の鉄塔の件で、これは移転予定先が空き地であるのに反対されたというのは、どのような理由があるのでしょうか。

○県

空き地の部分で宅地分譲等を考えておられまして、その上に地役権がかかると価格に影響が出るということで反対されています。

○委員

分かりました。もう1つは、千葉で起きた通学路での事故の関連です。今、全国でチェックされているところだと聞いていますが、危険な通学路の問題があります。危険と言っても幅があるので一概に決められないとは思いますが、兵庫県内ではいつ頃までにそういうところを解消するというめどがあるのか。あるいは、たくさん箇所があるので、整備をいつ頃までにというのはなかなか言えないものなのか。教えてください。

○県

県では通学路安全対策5箇年計画をつくっておまして、令和元年から令和5年までの期間で、歩道等を延長40キロメートル整備する計画としております。また、事故が起き

たり、地元からの要望等があれば、警察や我々道路管理者、学校関係者、学校のPTAの方々と立会をして、緊急的な対応もしております。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ほかに御発言ございますでしょうか。

○委員

たしか同様の内容を昨年度の委員会でも伺ったような記憶があるんですが、そのときは、期間が延びることの御報告だけだったということでしたでしょうか。

○県

はい。

○委員

その後、昨年度から状況としては特に変化はないという認識でよろしいですか。

○県

はい。

○委員

延びている理由はよく分かったんですけども、2年続けてあえて報告と審査をしなくても、どちらかにまとめてもよかったんじゃないか、逆に言うと、規定で何年延びるときには報告すべしということになっているんだろうとは思いますが、その辺を少し柔軟にやっていただいてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

○委員

今先生がおっしゃったことと全く同じことを思ってまして、去年、報告ということになっているけど、何かうまくまとめ方があるんじゃないか。資料も1回で済みますし、延びるのであれば前倒しで、5年待たずにやれるのであれば、もうそれを審査にしてしまおうかという方法もあるのかなと。

それからもう一点、当初計画は平成23年度が完成予定だったので、令和8年まで延伸となると、15年延びるということで、確かに用地買収は本当に皆さん大変な御苦労されていると思いますけど、今回の件は特に関西電力が間に入るとということで、御一緒に動かれているとはいえ、そこが逆に時間がかかる要素にもなったのかなと想像します。ただ、どこで任意の交渉から収用手続入るかとか、どこが妥当な時期かというのは、物差しを持っておいたほうがいいんじゃないかなと、そんな気がします。

## ○会長

ありがとうございます。

収用手続きに入るというのは、手続としては合法的かもしれませんが、人権とかそういう問題から非常に難しいナイーブな問題が絡むと思われまます。ですから、逆に収用された側の方も、その収用は適切ではないというオブジェクションがしっかりとできるような仕組みというのにも逆に大事なんだろうと思います。

委員の先生方から御質問いただいた根底には、平成18年から新規事業として立案されて今に至っているというのが、あまりにも長過ぎるんじゃないかということだと思います。これは事業の効率性という観点からは、やっぱり指摘があってしかるべきというふうに思いますので、早くしなさいというところに短絡的につながらないように注意しながら、その仕組みづくりというのに知恵を絞っていただきたいということを申し添えます。

### (4) 河川事業 一級河川円山川水系（上流圏域）円山川

## ○会長

ありがとうございます。

それでは、委員の先生方お願いいたします。

## ○委員

河川内民地がたくさんあるというところなんですけど、そもそも河川の中に民地ってあっていいものなんですか。

## ○県

そもそも河川は自然公物でございますので、過去から氾濫や蛇行を繰り返しながら今の形が形成されています。沿川の土地利用がある程度高度化されてくると河道が固まり、もともとは田んぼとして使っていたところが、河川の中に残ってしまっているというケースはございます。ただ、通常はこれほど河川内に民地が多いというのはあまりないので、そういう意味ではここは特徴的なのかなと考えています。

## ○委員

すごく特殊な場所だったということなんですかね。

## ○県

そうです。ほかの河川でも多かれ少なかれ河川内に民地が残っているという事例はございますので、これだけ多いというのは、特徴的なのかなということですよ。

○委員

ありがとうございました。

○会長

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○委員

河川整備計画の目標の平成2年9月台風第19号洪水と、平成21年度台風第9号洪水とは、どちらが被害の程度が大きいのでしょうか。

○県

円山川につきましては、平成16年の災害が既往の災害としては大きかったということがございます。ただ、河川整備計画は平成14年に策定しておりまして、途中で整備レベルを変えるとということがなかなか河川の場合は難しいので、従来から進めております平成2年の台風第19号と同程度の洪水ということを対象洪水に整備を今進めているという状況でございます。

○委員

分かりました。

○委員

河川内民地は、現状の利用状況はあるのでしょうか。

○県

基本的にはないです。

○委員

そのような状況でも、個人の権利はここからここまでというのがはっきり分かるような形で整理されているんですか。

○県

法務局にある公図だけを見ると、やはり判らない点が多々ございまして、現地で地権者に立ち合いをしていただいて、初めて川の中に民地があるのかというのが判るというケースが多いです。

○委員

金額を特定するためには、その都度測量されるわけですか。

○県

はい。

○委員

分かりました。

○県

ちなみに河川事業で用地測量する場合もございますし、あと国が地積調査を全国的に進めておりますので、そちらで先行して用地確定されていきますと、事業にスムーズに入れるんですけども、そういうケースと事業ごとに入る場合と並行してやっています。

○委員

分かりました。

○会長

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○委員

調書2ページで、平成28年度再評価のときの審査会意見として、カワラハハコの保全について出てきております。それに対して対応方針として、“カワラハハコをはじめとした生物の多様な生活環境への影響を最小限にとどめるよう配慮する”ということが書かれております。妥当な環境配慮が行われているかどうか、それから実際に影響を最小限にとどめるような、効果のある環境配慮が行われているかどうかをどのようにして評価するのか教えていただきたいと思います。

○県

兵庫県では河川の環境を把握するために、「ひょうごの川・自然環境調査」という調査をしております。全ての河川ではございませんけども、この円山川でもやっております。事業区間においてはカワラハハコは確認されておられません。とはいえ、そういう基盤となる環境のポテンシャルの高い川づくりというのは非常に大事だと考えております。前面スクリーンに映した写真は、手前が新田大井井堰、その奥が現在工事中の出合橋で、その直下流の河道掘削を行った後の写真です。みお筋と瀬・淵、それから礫河原の保全については、対応できていると思っております。

それから、「ひょうごの川・自然環境調査」につきましては、前回は平成23年にやっておりますので、この後、時期はまだ決まってないんですけども、同じような調査をしまして、その対比によってどの程度保全されているか数値的に出てくると考えてます。

○委員

ありがとうございます。定期的な調査による評価もそうなんですけど、設計が決まった段階でその設計が妥当なのかとか、その辺りをチェックするような段階が要るのかなとい

うふうに思いました。

#### ○会長

ありがとうございました。過去の審査会でも指摘されていることですので、こ  
こはしっかりと御留意お願いいたします。

#### (5) 河川事業 一級河川由良川水系（竹田川圏域）竹田川

#### ○会長

ありがとうございました。

今回の事業が水系の治水安全度の向上にどれだけの効果があるかということはどうや  
って評価しているのかということと、この事業の位置づけをどういうふうに考えたらい  
いかということ、補足していただけますでしょうか。

#### ○県

河川整備計画に位置づけた事業というのは、調書1ページにございます①から⑩が全  
てでございます。例えば②竹田川（市の貝川合流点～出合橋付近）の事業につきましては、  
今現在進めます①竹田川（土手井堰～上島井堰）の事業が終わった後に着手するもので  
して、河川整備計画に位置づけた事業の完遂というのは必要と考えてます。

その他、③から⑩というのは支川の整備ですけれども、特に⑤徳尾川、⑥市の貝川、⑦  
美和川につきましては、平成26年の丹波災害のときに氾濫等がございまして、河道改修  
が必要になった事業ということでございます。

この表を見ていただきますと、中ほどに整備目標というのがございますが、昭和58年  
9月の台風10号による洪水が発生した場合に洪水を安全に流下させる、もしくは家屋浸  
水を軽減するという事で事業を進めております。

#### ○会長

ありがとうございます。これは由良川に注ぐ河川でございますし、由良川は京都府を流  
れていきますよね。

由良川は一級河川でしょうから国交省の管理でしょうけど、国交省との調整や協議も大  
事になってきているということですか。

#### ○県

はい。下流は御指摘のとおり直轄が管理しているということで、その間に京都府管理も  
挟んでおりますので、その点については、水系全体的な流量バランスというものを河川整  
備計画で、下流側の直轄、それから京都府が策定している整備計画との整合性を図って、



上流でどんどん工事を進めて下流に負担がかからないように調整をしているということです。

昭和58年の台風第10号洪水につきましては、1ページでございます事業が全て完了したとしても、下流が受け取れる流量の内数になっていますので、上下流バランスが崩れるということはありません。

#### ○会長

平成16年の水害が一番円山川にとってはダメージが大きかったと御説明いただいたんですけども、平成16年の洪水のとき、ここは昭和58年に比べると被害は少なかったんでしょうか。

#### ○県

先ほど平成16年台風による洪水被害一番大きかったという御説明を差し上げましたけども、それはあくまで円山川水系全体ということで、県が管理する上流圏域だけを見ますと平成2年のほうが大きかったということで、補足させていただきます。

### (6) 河川事業 二級河川洗戎川水系洗戎川

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から御意見いただけますか。

#### ○委員

工法を変更するが、事業費の変更は無いんですか。

#### ○県

仮締切工法のほうが事業費は少し上がるんですけども、全体工事費に影響を与えるほどではないということです。

#### ○委員

そういう意味では、こういう工法を当初から選ぶ選択肢はなかったんでしょうか。

#### ○県

新規評価の時点では、宮水保全条例もなくて、地下水に与える影響も地表水から1.3メートルほどの低下量で抑えることができ、工期もオープンシールド工法のほうが早く施工ができます。その後、宮水保全条例ができて、宮水に対する対応も厳しくなったという点もございまして、協議の結果、変更が必要になったということです。

○会長

よろしいですか。ほかにございますか。

○委員

目的の1つが南海トラフ地震の被害の軽減ということですね。もちろん浸水被害を全くなくすということはできないとは思いますが、この事業によってかなり被害が軽減されるということでしょうか。

○県

発生の確率が高いレベル1津波は、完全に止めることができます。発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2津波は、一部越水しますので、軽減ということで対応できる施設になります。

○委員

ありがとうございました。

○会長

被害想定がそういうふうに変えられるということ、イメージ的に示していただけると、県民の皆さんに対して非常に説明力を有するというふうだと思います。

○県

津波につきましては、津波浸水想定区域図を既に公表しております。軽減をイメージできる資料は本日用意できていません。申し訳ありません。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

宮水保全のために工法を変えるという点については理解できたんですけども、1点お伺いしたいのは、仮にオープンシールド工法の場合、宮水の水質には影響を与えずに水量に影響を与えているという理解でよかったですでしょうか。あるいは、オープンシールド工法で1.3メートル低下してしまうと、水質にも影響を与えてしまうのでしょうか。

○県

水位低下に伴う水量への影響を回避するというので工法変更しております。

○委員

ありがとうございます。

(7) 河川事業 一級河川揖保川水系（揖保川圏域）山根川

○委員

県道上伊勢菅田線は、わざわざ堤防に向かって迂回させているんですか。

○県

調書6ページ④の写真で、山根川が手前に向かって流れており、右側に護岸があり、道路があります。その道路が直轄が施工する林田川の井堰改築工事で支障になりますので、山根川のほうに迂回するイメージです。

○委員

ありがとうございました。

○会長

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかに。お願いします。

○委員

1ページで、揖保川水系の計画的に整備を進める区間の表の中の、今回の評価対象は③の山根川ということが分かったんですけど、評価対象外や公共審査対象外の事業もこの水系にはあるわけですね。3ページの環境適合性で横断的連続性を確保して再生と保全に努めましようとしてくださっているんですけど、評価対象外だとはいえ、留意していただくなり、連続性を確保していただくなりの対策をしていただけたらというお願いです。

○県

ありがとうございます。

○会長

今の御指摘は、この1つ前の審査のときにもありましたけども、水系全体で考えないといけないという点でございますので、当然この環境適合性についても、この中の審査には入ってこないかもしれないし、まだ事業未着手かもしれないけども、考えていくということの理解でよろしいですね。

○県

はい。

○会長

ほかにごございますでしょうか。

○委員

今回の費用便益費算出根拠を拝見すると、河川整備計画における全ての事業による費用

便益と書いてあって、ここだけじゃないということは理解したんですけども、ここで言う河川整備計画における全ての事業というのは、どこを指していることなのか説明していただけますか。

○県

直轄区間を除く県が管理する河川管理区間を対象としています。。

○委員

そうすると場所的にはかなり点在しているはずなので、今回の議論でこの数字が出るのは、私としては違和感を感じなくもないんですけども、今回の評価対象になっている事業で単独に便益を出すということは難しいんですか。

○県

出せないことはないですけども、ある程度まとめて出したほうが水系の観点からするといいのかなということで、全体で出しています。

○委員

連続的な河道区間や、場所的に集中しているのであれば、一体となって評価するのは解るけれども、かなり空間的に離れた場所も一緒になって評価されるんだろうと推察するので、多少このまとめ方には違和感を感じられなくもないということでございます。コメントです。

○会長

今の御指摘は、B/Cそのものの形骸化というのも含んだ御質問だと思います。この審査会ではB/Cを大事な指標として認識していますけど、そこに目くじらを立ててはあまりいないんですね。B/Cに考慮していない便益はあるだろうということを委員の先生方は質問されていますので、ただ臨機応変に指標を全体で見たり個別で見たりというのはいかがなものかというのは確かな御指摘でございまして、そこは見直しをかけていただいたほうがいいかもしれないですね。

○委員

6ページの図と写真を見ますと、①、②の暫定完成区間のほうが上流にあって、残事業区間のほうが下流側にあります。下流井堰付近というのが、いかにも狭そうに見えるのが今現状でボトルネックになっていないんでしょうか。

○県

④につきましては、断面的には足りておりまして、あと井堰を改築して下げれば、この箇所での断面は確保できるという内容です。

○委員

上流が先に出来上がっているように見えますが。

○県

上流は河床掘削を残しています。

○委員

それでつじつまが合うっていいことですね。分かりました。

(8) 港湾・公園事業 尼崎の森中央緑地

○会長

ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、何か御質問、意見、コメントございましたらお願いいたします。

○委員

明治神宮は人がつくったものだということをよくテレビ番組で取り上げられていますが、この森、すごくいいことだと思って言っているわけですが、森づくり協議会が当初から機能してきているのですが、いろいろな活動だとか、そういうこともひっくるめてやっているとと思うんですけど、生態学的に森ということに特化しての高度な専門性というようなものは確保して100年後を見据えてやっていく必要があると思うのですが、お願いをしておきたいと思います。

○会長

今のコメントに対して、何か補足ございますか。

○県

21世紀の森づくり協議会では、兵庫県立人と自然の博物館の館長であります中瀬先生に学識経験者として入っていただいて指導を受けております。長期的に維持管理していくという視点で引き続き進めていきたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。

○委員

今回の計画は残り第3工区ということだと思うんですけど、第3工区ができて新しく加わる機能といいますか、例えば有効性とか必要性の観点で言うと森のところだというふうに理解したんですけども、その内容というのは、あまり調書等には書かれてないように

も見受けられるんですが、具体的に21世紀の森構想の中でどんな位置づけがされているかというのを簡単に教えていただければと思うのが1点と、それに関連して、今回は残事業のB/Cというのは出されていないのでしょうかということをお2点お願いします。

## ○県

初めに、森構想の位置づけというところになりますと、5ページの平面図で、第3工区が港湾緑地になっています。こちらの位置づけとしましては、少し小高い丘、太古の森というところで、森林がある程度密集したところを造成するのと、あとは里山と昔体験というところで、これは第2工区から少し派生したような格好になるんですけども、若干緑地部分がございます。それと、青の点線で大芝生広場と下の第3工区のところまでに少し含まれていますが、森と海の広場という位置づけになっています。

今、港湾緑地の中で御要望もあって検討していますのは、第3工区の親水性といいますか、先端緑地としての立地性を活かし、都市公園と港湾緑地との違いも少し打ち出せていたらと考えているところです。具体には、例えば民間活力によりデイキャンプ場を整備する等して、全体の魅力発信に役立てていきたいと考えているところがございます。

残事業のB/Cにつきましては、1.02となっています。

## ○委員

恐らく今回、残り8億円ということもあって、それほど問題にならないかもしれないんですけども、残事業B/Cの計算上の便益と、今御説明いただいた第3工区ができることによるメリットというのは、ちょっと違っているところもあると思いますので、その辺を少しまとめていただいたほうがこの事業のこの工区の評価という意味では、より有意義な議論ができるんじゃないかというふうに思いました。ありがとうございました。

## ○会長

ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

## ○委員

芝生を敷き詰めるということで、維持にかなりの費用がかかるような気もするんですけども、どれぐらいかかるんですかね。

## ○県

第2工区は非常に大きな芝生広場がございますけども、第3工区はそこに派生するような芝原なので、自然状態のようになっています。

## ○会長

先ほど御指摘ありました明治神宮の森は、たしか100年以上人が入ってはいけない。つまり、人の手が加わらない結果が今の立派な植生に対する生息域になっているということだったと思うんですが、ここの太古の森も、人は入ってはいけないというふうな管理をされるんですか。

## ○県

こちらは尼崎市を中心として地域の方々のボランティアグループも形成されて活動が続いております。明治神宮は、設計する際に放っておいても樹木の遷移が進んでいくように植栽をしていることがありますけども、こちらのほうは手を加えていく形で植樹の計画をして、管理運営も行っているところでございます。

## ○会長

その違いが出てくると、緑に対する我々の管理というか、付き合い方も解ってくるということだと思います。

## ○委員

この地域は津波避難対象地域になっていると思うんですけども、災害時の地域防災拠点として機能させて、機能の内容が活動駐屯機能と復旧用資材用の備蓄施設機能等というふうに書いてあるんですけども、仮に皆さんがここで集まって遊んでおられるときに地震が来て津波が来るとなったときに、ここにいた人たちはどういうふうに避難をされるのか。高い建物が少ないように感じたんですけども、教えていただければうれしいと思います。

## ○県

この土地は、ある程度地盤をかさ上げしたところもございまして、具体には、第2工区につきましては、レベル2津波におきましても浸水はしない高さになっています。第3工区の一部につきましては、若干浸水するエリアがございまして、第1工区、第2工区につきましては大部分が浸水しないエリアということになっていますので、そういった意味では安心できる土地と考えています。

## ○会長

かさ上げをしているということですね。

## ○県

はい。

## ○会長

液状化に対してはどのような対策をされているんですか。

○県

建物等がそれほどないので、土地自身の液状化については、今のところ対策はしていません。

○会長

ポートアイランド、六甲アイランドで阪神大震災のときには多数の液状化被害が出て、いろいろ皆さん苦勞されたと思うんですけども、防災拠点という視点で言うと、液状化被害が頻発すると、そこにヘリコプターを降ろすというわけにはいかないだろうと想像するんですけども。

○県

非常に面的に広いところでございますので、確かに部分部分では液状化が発生する可能性は十分にあると思いますけども、早期に復旧といいますか、整地ができるというふうに考えていますので、防災活動にはあまり支障がないというふうに思っています。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

B/Cに含まれない便益として、こういう都会の埋立地の中に自然の場所ができる、これの存在価値が入ってくると思うんです。先ほどから明治神宮の森の話も出てますけども、ああいうものが都会の中にあるということ自体の価値というのがすごく大きく、これも同じと思います。太古の森の部分は、恐らく明治神宮の森のように遷移の極相のものを目指した森で、それ以外の里山が、人が管理し、使いながら育てていく森というようなイメージと見ていたんですけども、この価値をきちんと県民に広報し続けるというようなことをやっていただいたほういいと思います。先進的なことをやっているんですけども、なかなかそれが伝わりづらいというところもあるので、そういうふうに思いました。

○県

はい。

○会長

本日予定しておりました案件はこれで全て終了いたしました。

委員の方におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。

○県

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第2回公共事業等審査会を閉会といたします。



委員の皆様、どうもありがとうございました。

以上